

【日本国内における航空機等乗継ぎのための短期滞在査証】

2023年5月

A. 該当するケース

日本を経由して第三国へ渡航する際、乗継ぎのため日本に入国する必要がある場合

☞ 日本国内で乗継予定がある場合でも、知人・親族訪問や商用等、乗継ぎ以外の目的を有する場合は、それぞれの目的に応じた短期滞在査証の申請が必要

B. 提出書類（各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00898.html）

※は当館 HP でダウンロード可

- ① パスポート（要署名）
・**最終目的地の有効な査証があるもの**

- ② 査証申請書※（4.5×3.5cm の顔写真貼付）

☞ 使用済みの日本国査証が旅券上にある場合、以下の③と④は不要

- ③ 出生証明書（PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）
- ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書

- ④ 婚姻証明書（既婚者のみ。PSA で1年以内に発行されたもの）

【併せて提出する書類】

- ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書
- ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書

- ⑤ 滞在予定表※

- ⑥ 預金残高証明書

- ⑦ 納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）

- ⑧ E チケット写し等、渡航予定を示す資料